クリニカル・リサーチ・コーディネーター標準業務手順書　変更対比表

| 項 | 変更前（第 2.0 版　平成 26 年 5 月 1 日） | 変更後（第 3.0 版　平成 30 年 8 月 1 日） | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 表紙 | 平成 26 年 5 月 1 日<br>第 2.0 版<br>病院長承認日：平成 26 年 4 月 30 日 | 平成 30 年 8 月 1 日<br>第 3.0 版<br>病院長承認日：平成 30 年 8 月 1 日 | 改訂のため |
| 第 1 章　クリニカル・リサーチ・コーディネーター（Clinical Research Coordinator）の定義 | （省略） | （省略） | |
| 第 2 章　CRC の責務 | （省略） | （省略） | |
| 第 3 章　CRC の業務範囲 | CRC は、先端医療・臨床研究支援センター長の監督の下に業務を行うものとする。 | １．CRC は、先端医療開発部長の監督の下に業務を行うものとする。 | 組織改編のため |
| | ２．（省略） | ２．（省略） | |
| | ３．CRC は、原則として、以下の標準的な業務のうち治験実施前に治験責医師に業務内容を提示し了解された業務を行うものとする。<br>1)～12)（省略） | ３．CRC は、原則として、以下の標準的な業務のうち治験実施前に治験責任医師に業務内容を提示し了解された業務を行うものとする。<br>1)～12)（省略） | 誤記訂正のため |
| 第 4 章　その他 | （省略） | （省略） | |

| 項 | 変更前（第 2.0 版　平成 26 年 5 月 1 日） | 変更後（第 3.0 版　平成 30 年 8 月 1 日） | 変更理由 |
| --- | --- | --- | --- |
| 附則（平成 30 年 8 月 1 日第 3.0 版） | | 1　本手順書は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。<br>2　本手順書の施行の際、旧名称を使用されている書類等については、適宜読み替えるものとする。 | 改訂のため |